

仏領ポリネシアの輸入規制措置の概要 (令和3年3月17日以降)

【輸入規制措置の概要】

仏領ポリネシアは、日本から直行便で輸入される一部の食品・飼料について、日本の政府機関が発行する証明書を求める措置を講じています。（下線部が変更点）

(証明対象・内容)

必要な証明	地域	品 目
放射性物質 検査	福島県	・きのこ類 ・水産物（活魚、海藻、ホタテ及び漁業用のエサ(fishing bait)として使用される水産物を除く。） ・米及び大豆 ・柿 ・一部の山菜類（フキノトウ、フキ、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ及びコシアブラ）
	新潟県、山梨県及び静岡県	・きのこ類 ・コシアブラ
	秋田県、山形県及び長野県	・きのこ類 ・一部の山菜類（タラノキ属、タケノコ、ゼンマイ及びコシアブラ）
	岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県	・きのこ類 ・水産物（活魚、海藻、ホタテ及び漁業用のエサ(fishing bait)として使用される水産物を除く。） ・一部の山菜類（タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ及びコシアブラ）
	47 都道府県	放射性物質検査の対象となっている県における対象品目の使用割合の合計が 50%を超える食品及び飼料
産 地	47 都道府県	上記の品目のうち、上記の放射性物質検査証明の対象となる県以外で生産・加工されたもの、又はそれらの使用割合が 50%を超える食品及び飼料
日 付	47 都道府県	平成 23 年 3 月 11 日より前に生産、加工された食品及び飼料（上記の品目、又はそれらの使用割合が 50%を超えるものに限る。）

(留意事項)

- 1 第三国経由で日本から輸入される食品・飼料については対象外。
- 2 各食品の CN コードは別表 1 から別表 5 までを参照
- 3 生産・加工地が不明な上記の品目の使用割合が 50%を超える食品及び飼料につ

いては、放射性物質検査証明により輸入が認められる。

- 4 原則、放射性物質検査証明及び産地証明は、平成 23 年 3 月 11 日以降に収穫・生産・加工されたものが対象。

(仏領ポリネシアの定める放射性物質最大容量)

＜食品＞

(Bq/kg)

核 種	対象食品等	基準値
セシウム 134 及び セシウム 137 の総量	乳児用食品	50
	乳・乳製品	50
	飲料水	10
	その他食品	100

＜食用動物用飼料＞

(Bq/kg)

セシウム 134 及び セシウム 137 の総量	魚の飼料	40
	豚の飼料	80
	家禽の飼料	160
	牛、馬の飼料	100

別表 1：放射性物質検査証明が必要な品目（きのこ類）の CN コード表

類 Chapter	形 態 品目名	きのこ類 Mushrooms
07 食用の野菜等	生鮮・冷蔵	0709 51
		0709 59
	冷凍	0710 80 61
		0710 80 69
	一時保存処理	0711 51 00
		0711 59
	乾燥	0712 31
		0712 32
		0712 33
		0712 39
20 野菜、果実及 びナット等の 調製品	調製・保存処理(酢漬除く)	2003 10
		2003 90
	調製・保存処理(冷凍以外)	2005 99 80

別表２：放射性物質検査証明が必要な品目（山菜類）の CN コード表

類 Chapter	品目名 形態	タケノコ Bamboo shoot	タラノキ 属 <i>Aralia</i> <i>spp.</i>	ワラビ Bracken	ゼンマイ Japanese royal fern
07 食用の野菜等	生鮮・冷蔵	0709 99	0709 99	0709 99	0709 99
	冷凍	0710 80	0710 80	0710 80	0710 80
	一時保存処理	0711 90	0711 90	0711 90	0711 90
	乾燥	0712 90	0712 90	0712 90	0712 90
20 野菜、果実及 びナット等の 調製品	調製・保存処理 (冷凍)	2004 90			
	調製・保存処理 (冷凍以外)	2005 91			

類 Chapter	品目名 形態	コシアブラ Koshiabura	クサソテツ Ostrich fern	フキ/トウフキ Giant butterbur /Japanese butterbur (Fuki)
07 食用の野菜等	生鮮・冷蔵	0709 99	0709 99	0709 99
	冷凍	0710 80	0710 80	0710 80
	一時保存処理	0711 90	0711 90	0711 90
	乾燥	0712 90	0712 90	0712 90
20 野菜、果実及 びナット等の 調製品	調製・保存処理 (冷凍)			
	調製・保存処理 (冷凍以外)			

別表 3：放射性物質検査証明が必要な品目（米及び大豆）の CN コード表

類 Chapter	形 態 品目名	米 Rice	大豆 Soybeans
10 穀物	米	1006	
11 穀粉及び加工穀物等	穀粉	1102 90 50	
	ひき割り	1103 19 50	
	ペレット	1103 20 50	
	フレーク	1104 19 91	
	その他	1104 19 99	
	殻を除く等	1104 29 17	
	真珠型にとう精	1104 29 30	
	粗くひいたもの	1104 29 59	
	その他	1104 29 89	
	穀物の胚芽	1104 30 90	
12 採油用の種 及び果実等	その他		1201 90
	粉又はミール		1208 10
15 植物性の油 脂等	大豆油及びその分別物		1507
19 穀物、穀粉、 でん粉又は ミルク調製品 及びベー カリー製品	穀粉、ひき割り穀物等の調製食料品	1901	
	膨張又は炒って得た調製品	1904 10 30	
	炒っていない穀物の調製品等	1904 20 95	
	その他の加工穀物	1904 90 10	
	ベーカリー調製品（パン、米菓等）	1905 90	

別表 4：放射性物質検査証明が必要な品目（水産物）の CN コード表

類 Chapter	品目名	水産物 (ホタテは除外) Fish & Fishery products other than scallop
	形 態	
03 魚及び甲殻類 等	魚／生鮮・冷蔵	0302
	魚／冷凍	0303
	魚のフィレその他の魚肉 ／生鮮・冷蔵・冷凍	0304
	魚／乾燥・塩蔵・燻製・ 魚の粉等	0305
	甲殻類	0306
	軟体動物*	0307
	水棲無脊椎動物	0308
15 動物性の油脂 等	魚の肝油及びその分別物	1504 10
	魚の油脂及びその分別物 (肝油を除く。)	1504 20
16 魚及び甲殻類 等の調製品	魚（調整又は保存処理）、 キャビア及び魚卵から調 製したキャビア代用物	1604
	甲殻類、軟体動物及び水 棲無脊椎動物（調製又は 保存処理）*	1605

*除外されるホタテの CN コード
： 0307 21 及び 0307 29

*除外されるホタテの CN コード
： 1605 52 00

別表 5：放射性物質検査証明が必要な「柿」の CN コード表

類 Chapter	品目名		柿 Japanese persimmon
	形 態		
08 食用の果実等	生鮮・冷蔵		0810 70 00
			0810 90
	冷凍		0811 90
	一時保存処理		0812 90
	乾燥		0813 50

(別表 1 から 5 の留意事項)

- 1 CN コードは EU が設定している「合同関税品目分類表」(Combined Nomenclature-CN)と呼ばれる物品の分類表の番号です。輸出産品等の CN コードが不明の場合は、仏領ポリネシア側の輸入業者等を通じて輸出先国の当局にお問い合わせください。
- 2 CN コードに複数の農林水産物が含まれる場合であっても、規制の対象は表の「品目名」欄に記載されている農林水産物及びその加工品のみに限定されます。